

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考													
<p style="text-align: center;"><b>第9章 緊急時の措置</b></p> <p>(原子力防災組織)                      第107条 <b>所長</b>は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定める。                      2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。                      3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)</p> <p>(原子力防災組織の要員)                      第108条 <b>所長</b>は、原子力防災組織の要員を定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9章 緊急時の措置</b></p> <p>(原子力防災組織)                      第107条 <b>課長(技術)</b>は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、<b>所長の承認を得る</b>。                      2. 緊急時対策本部の本部長は所長とする。なお所長不在の場合は、所長が定めた代行者を本部長とする。                      3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)</p> <p>(原子力防災組織の要員)                      第108条 <b>課長(技術)</b>は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、<b>所長の承認を得る</b>。</p> <p><u>(緊急作業従事者の選定)</u>                      第108条の2 <b>課長(技術)</b>は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、<b>所長の承認を得る</b>。                      (1) 表108の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者                      (2) 表108の2の緊急作業についての訓練を受けた者                      (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者または同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p><u>表108の2</u></p> <table border="1" data-bbox="1448 1255 2656 1675"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い<sup>※1</sup></td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：兼用できる訓練                      ・第17条第2項、第17条の2第1項、第111条および第117条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>※1</sup>	3時間以上	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う変更</p>
分類	項目	時間													
教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上													
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上													
訓練	緊急作業の方法	3時間以上													
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い <sup>※1</sup>	3時間以上													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子力防災資機材等の整備) 第109条 <b>所長</b>は、原子力防災組織が活動するにあたって必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を整備する。</p> <p>2. 課長(発電)および課長(燃料技術)は、緊急時における運転操作に関する規定類を作成し、制定および改正にあたっては、第7条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき、運営委員会の確認を得る</p> <p>(通報経路) 第110条 <b>所長</b>は、緊急事態が発生した場合の社内ならびに国、県、市、警察署および消防署等の社外関係機関との通報経路を定める。</p> <p>(緊急時訓練) 第111条 <b>所長</b>は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を、<b>1年に1回以上実施する。</b></p> <p>(通報) 第112条 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、あらかじめ定められた通報経路に従って、所長へ通報する。</p> <p>2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合は、第110条(通報経路)に定める通報経路に従って、通報する。</p> <p>(緊急時体制の発令) 第113条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p> <p>(応急措置) 第114条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>(1) 避難 (2) 放射性物質の影響範囲の推定 (3) 緊急被ばく医療 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 (9) 資機材の調達および輸送</p> <p>(緊急時における活動) 第115条 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備) 第109条 <b>課長(技術)</b>は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具および非常用通信機器等を定めるにあたり、<b>所長の承認を得る。</b></p> <p>2. 課長(発電)および課長(燃料技術)は、緊急時における運転操作に関する規定類を作成し、制定および改正にあたっては、第7条(原子力発電保安運営委員会)第2項に基づき、運営委員会の確認を得る</p> <p>(通報経路) 第110条 <b>課長(技術)</b>は、緊急事態が発生した場合の社内ならびに国、県、市、警察署および消防署等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり、<b>所長の承認を得る。</b></p> <p>(緊急時訓練) 第111条 <b>課長(技術)</b>は、原子力防災組織の要員に対して、緊急事態に対処するための総合的な訓練を、<b>毎年度1回以上実施し、所長に報告する。</b></p> <p>(通報) 第112条 当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、あらかじめ定められた通報経路に従って、所長へ通報する。</p> <p>2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、または自ら発見した場合は、第110条(通報経路)に定める通報経路に従って、通報する。</p> <p>(緊急時体制の発令) 第113条 所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。</p> <p>(応急措置) 第114条 本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。</p> <p>(1) 避難 (2) 放射性物質の影響範囲の推定 (3) 緊急被ばく医療 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置 (9) 資機材の調達および輸送</p> <p>(緊急時における活動) 第115条 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条(応急措置)で定める応急措置を継続実施する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考						
<p>(緊急時体制の解除) 第116条 本部長は、事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第110条（通報経路）の経路に従って連絡する。</p>	<p><u>(緊急作業従事者の線量管理等)</u>  <u>第115条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表115の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</u>  <u>(2) 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</u>  <u>2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</u></p> <p><u>表115の2</u></p> <table border="1" data-bbox="1436 640 2243 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="1436 640 1843 680">項目</th> <th data-bbox="1843 640 2243 680">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1436 680 1843 720">外部被ばくによる線量</td> <td data-bbox="1843 680 2243 720">1箇月<sup>※1</sup>に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1436 720 1843 758">内部被ばくによる線量</td> <td data-bbox="1843 720 2243 758">1箇月<sup>※1</sup>に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：毎月1日を始期とする。</u></p> <p>(緊急時体制の解除) 第116条 本部長は、事象が収束し、緊急時体制を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時体制を解除する。また、その旨を第110条（通報経路）の経路に従って連絡する。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1箇月 <sup>※1</sup> に1回	内部被ばくによる線量	1箇月 <sup>※1</sup> に1回	<p>緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う変更</p>
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	1箇月 <sup>※1</sup> に1回							
内部被ばくによる線量	1箇月 <sup>※1</sup> に1回							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																																
<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 章 記録および報告</b></p> <p>(記録) 第 1 1 9 条 各課長および当直長は、表 1 1 9 - 1 のうち、1. および 2. については保存し、その他については、適正<sup>*</sup>に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表 1 1 9 - 2 および表 1 1 9 - 3 に定める検査に関する記録について適正<sup>*</sup>に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表 1 1 9 - 4 に定める保安に関する記録を適正<sup>*</sup>に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 ※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>表 1 1 9 - 1</p> <table border="1" data-bbox="136 766 1279 1486"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>*</sup>1</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日 1 回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 安全上重要な機器の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>7. 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*</sup> 1	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	6. 安全上重要な機器の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	7. 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 章 記録および報告</b></p> <p>(記録) 第 1 1 9 条 各課長および当直長は、表 1 1 9 - 1 のうち、1. および 2. については保存し、その他については、適正<sup>*</sup>に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表 1 1 9 - 2 および表 1 1 9 - 3 に定める検査に関する記録について適正<sup>*</sup>に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表 1 1 9 - 4 に定める保安に関する記録を適正<sup>*</sup>に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 ※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p> <p>表 1 1 9 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1412 766 2555 1486"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合<sup>*</sup>1</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日 1 回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 安全上重要な機器の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>7. 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*</sup> 1	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	6. 安全上重要な機器の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	7. 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	<p>変更なし</p>
記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*</sup> 1	保存期間																																																
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																
2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
5. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
6. 安全上重要な機器の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
7. 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
記録(実用炉規則第 6 7 条に基づく記録)	記録すべき場合 <sup>*</sup> 1	保存期間																																																
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																
2. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
5. 点検・補修等の結果(安全上重要な機器を除く。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
6. 安全上重要な機器の点検・補修等の結果(法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。)およびその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																
7. 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	
8. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および予防処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	8. 点検・補修等の不適合管理, 是正処置, 予防処置およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理, 是正処置および予防処置を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	変更なし
9. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	9. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	
10. 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	10. 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針, 保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	
11. 熱出力	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間	11. 熱出力	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間	
12. 炉心の中性子束密度		10年間	12. 炉心の中性子束密度		10年間	
13. 炉心の温度		10年間	13. 炉心の温度		10年間	
14. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間	14. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間	
15. 冷却材出口温度		10年間	15. 冷却材出口温度		10年間	
16. 冷却材圧力		10年間	16. 冷却材圧力		10年間	
17. 冷却材流量		10年間	17. 冷却材流量		10年間	
18. 制御棒位置		1年間	18. 制御棒位置		1年間	
19. 再結合装置内の温度	同上	1年間	19. 再結合装置内の温度	同上	1年間	
20. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	20. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	
21. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	21. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	
22. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	22. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
23. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	23. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
24. 運転開始日時	その都度	1年間	24. 運転開始日時	その都度	1年間	
25. 臨界到達日時	同上	1年間	25. 臨界到達日時	同上	1年間	
26. 運転切替日時	同上	1年間	26. 運転切替日時	同上	1年間	
27. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	27. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
28. 運転停止日時	同上	1年間	28. 運転停止日時	同上	1年間	
29. 警報装置から発せられた警報の内容※ <sup>2</sup>	同上	1年間	29. 警報装置から発せられた警報の内容※ <sup>2</sup>	同上	1年間	
30. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに, これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間	30. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに, これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	
31. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	31. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	緊急作業時の被ばくに関する規則等の改正に伴う変更  以降項ズレ
32. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	32. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
33. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後10年間	33. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後10年間	
34. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	34. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
35. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	35. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
36. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	36. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
37. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4	37. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4	
38. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	38. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	
39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	39. <b>放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量</b>	<b>その都度</b>	<b>※4</b>	
40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	40. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	
41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※5	41. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	
42. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5	42. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※5	
43. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間	43. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※5	
44. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5	44. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間	
45. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5	45. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5	
46. 事故の原因	同上	※5	46. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	
47. 事故後の処置	同上	※5	47. 事故の原因	同上	※5	
48. 風向および風速	連続して	10年間	48. 事故後の処置	同上	※5	
49. 降雨量	同上	10年間	49. 風向および風速	連続して	10年間	
50. 大気温度	同上	10年間	50. 降雨量	同上	10年間	
51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	51. 大気温度	同上	10年間	
52. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	53. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5	54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	
			55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5	
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>			<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="676 226 839 275">附 則</p>	<p data-bbox="1952 226 2116 275">附 則</p> <p data-bbox="1406 317 2169 386"><u>附則（平成28年4月1日 原規規発第16032410号） （施行期日）</u></p> <p data-bbox="1406 390 2309 422"><u>第1条 この原子炉施設保安規定は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	